

重要事項説明書

(介護老人保健施設入所)

医療法人社団志貴野会
老人保健施設しきのケアセンター

<別紙 1 >

介護保健施設サービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものととなります。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室または、2人室、4人室

*個室の利用には、別途料金をいただきます。

食 事：

朝食 7時 30分より

昼食 12時 00分より

夕食 18時 00分より

*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入 浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：

月2回、理美容サービスを実施します。

*理美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

常時より安心して健やかに過ごせるよう協力医療機関と連携を行い、利用者の健康状態・病歴等の情報共有をしております。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要な場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

退所時について：

居宅、医療機関または他の施設への退所の際に、退所後の主治医等に生活歴、生活支援上の留意点や認知機能等に関する情報を提供し、安心して退所できるよう支援いたします。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- ② 事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を職員に対し定期的に行います。
- ③ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修会を定期的に行います。
- ④ 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- ⑤ 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。
- ⑥ 施設は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ⑦ 上記の措置を適切に運営・管理するため、担当者を 施設長 引網宏彰 とします。

市町村 連絡先

高岡市役所 福祉保健部 長寿福祉課

TEL 0766-20-1365

FAX 0766-20-1364

◇要望・苦情の対応

- 一 提供した介護サービスに関し、法の定めるところにより市町村又は国民健康保険団体連合会等が行う質問、若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 二 提供した介護サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記すとおり）

① 事業所の窓口

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
支援相談員の 早川 倫子 にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

・しきのケアセンター

TEL 0766-27-8600

② 市町村の窓口

苦情等全般に対する窓口として各関係機関と連携を図り、苦情処理情報の集約・調整を行います。

・高岡市役所 長寿福祉課

TEL 0766-20-1372

③ 富山県国民健康保険団体連合会

市町村において処理困難な苦情に対し、施設サービス事業所等に対して必要に応じて改善に向けた指導・助言を行います。

・富山県国民健康保健団体連合会

TEL 076-431-9833

(介護サービス苦情処理専用)

④ 富山県社会福祉協議会

・富山県福祉サービス運営適正化委員会

TEL 076-432-3280

三 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 苦情発生

② 管理者及びサービス提供責任者が当該職員へ状況、事実確認

③ 確認した内容を検討し関係機関に連絡、必要に応じて市町村へ報告し、利用者及びその家族へ再発防止策の説明とともに謝罪を行う

④ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる

◇秘密の保持

当施設とその職員(退職者を含む)は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から予め、同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のため、学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

◇高齢者虐待防止

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待に関する責任者の設置と委員会の定期開催を行います。

虐待防止委員会 責任者 施設長 引網 宏彰

② 委員会議事録の周知、研修等を通じて人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

③ 多職種で協働し利用者個々に応じた適切な支援の実施に努めます。

④ 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

※ 虐待又は虐待が疑われる事例が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

<別紙 2>

老人保健施設 しきのケアセンターのご案内
(令和 6 年 12 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 しきのケアセンター
- ・開設年月日 平成12年 6月 7日
- ・所在地 富山県高岡市鷺北新480
- ・電話番号 (0766)27-8600
- ・FAX番号 (0766)27-8688
- ・管理者名 施設長 引網 宏彰
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1650280041 号)

(2) 施設の目的と運営方針

当施設は、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1名			
・看護職員	9名以上		1名又は2名	
・薬剤師		1名		兼 務
・介護職員	21名以上		2名又は3名	
・支援相談員	1名以上			
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	2名以上			
・管理栄養士	1名以上			
・介護支援専門員	1名以上			兼 務
・事務職員	1名以上			
・その他		相当数		

(4) 入所定員等

- ・定員 88 名
- ・療養室 個室 12室、2人室 2室、4人室 18室

(5) 通所定員

25 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

（1）基本料金【基本型の場合】

- ① 施設利用料／日（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、負担割合によって利用料が異なります。記載は負担割合 1 割の場合）

	多床室	従来型個室
・要介護 1	793 円	717 円
・要介護 2	843 円	763 円
・要介護 3	908 円	828 円
・要介護 4	961 円	883 円
・要介護 5	1,012 円	932 円

＊ただし、入所後 30 日間に限って、上記料金に 30 円加算されます。

＊外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて 362 円となります。

＊その他、厚生労働大臣が定める基準により加算（減算）となる場合があります。

（ 別途資料の 料金表 参照。ご不明な点はご相談ください。 ）

- ② 食費／日（食材料および調理費相当が自己負担となります。）所得に応じて負担限度額が異なります。多床室 従来型個室とも

・第 1 段階	300 円
・第 2 段階	390 円
・第 3 段階①	650 円
・第 3 段階②	1,360 円
・第 4 段階	2,060 円（朝食 620 円、昼食 720 円、夕食 720 円）

- ③ 居住費（滞在費）／日（光熱水費および室料(個室)相当が自己負担となります。）所得に応じて負担限度額が異なります。

	多床室	従来型個室
・第1段階	負担なし	490円
・第2段階	370円	490円
・第3段階①②	370円	1,310円
・第4段階	460円	1,670円

（2）その他の料金

① 特別な室料／日

- ・特別室（トイレ洗面台付） 550円（消費税込）

② 理美容代 実費（別途資料をご覧ください。）

- ③ その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、電気代、委託洗濯代）は、別途資料（料金表）をご覧ください。

（3）支払い方法

- ・お支払いの方法は、口座振替（引落し）を原則としております。別途ご希望される場合は話し合いの上、双方合意した方法によります。
- ・毎月10日に前月ご利用分の請求書を発行し郵送いたします。その月の27日に口座振替（引落し）をさせて頂き、領収書を発行します。領収書は翌月の請求書と同封にて郵送致します。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・併設医療機関

- ・名 称 医療法人社団志貴野会 サンバリー高岡病院
- ・住 所 富山県高岡市鷺北新477

・協力医療機関

- ・名 称 高岡市民病院
- ・住 所 富山県高岡市宝町4-1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 やまもと歯科・矯正歯科医院
- ・住 所 富山県高岡市能町南3-26-5

・協力歯科医療機関

- ・名 称 岩井歯科医院
- ・住 所 富山県高岡市中川上町10-4

5. 施設利用に当たっての留意事項

皆様が安心して快適な生活ができるように、次の事項をお守り下さい。

- ・診療・看護・介護・リハビリテーション等については、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の関係職員の指示に従ってください。

- ・共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。
- ・施設を汚したり器物を破損しないようにしてください。
- ・盗難予防のため貴重品の取り扱いについては、充分に注意してください。
- ・火災予防のため療養室をはじめ全館での喫煙は禁じられています。
- ・口論や騒音行為など、他人に迷惑をかけないように心掛けてください。
- ・外出・外泊を希望される場合は、必ずサービスステーションに申し出て下さい。
- ・施設内での宗教活動や政治活動は、慎んでください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 火災報知機、非常放送設備、非常照明、避難誘導灯、防火戸、排煙窓スプリンクラー、消火器、消火栓、
- ・防災訓練 年2回

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご覧ください。

(付 則) 令和 6 年 12 月 1 日より施行

料 金 表（入所サービス）

R6/12/1

介護保険における利用者負担（1割の場合）

	介護保健施設サービス費	
	従来型個室【基本型】	多床室【基本型】
要介護 1	717 円／日	793 円／日
要介護 2	763 円／日	843 円／日
要介護 3	828 円／日	908 円／日
要介護 4	883 円／日	961 円／日
要介護 5	932 円／日	1,012 円／日

項 目	料 金	項 目	料 金
夜勤職員配置加算	24 円／日	口腔衛生管理加算	90 ・ 110 円／月
短期集中リハビリテーション加算	200 ・ 258 円／日	療養食加算	6 円／食
若年性認知症利用者受入加算	120 円／日	かかりつけ医連携薬剤調整加算	70 ～ 240 円／回
外泊時費用(在宅サービス利用時)	362 (800) 円／日	緊急時治療管理	518 円／日
ターミナルケア加算	72 ～ 1,900 円／日	所定疾患施設療養費	239 ・ 480 円／日
初期加算(入所後30日)	30 ・ 60 円／日	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日
退所時栄養情報連携加算	70 円／回	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33 ・ 53 円／月
再入所時栄養連携加算	200 円／回	褥瘡マネジメント加算	3 ～ 13 円／月
入所前後訪問指導加算	450 ・ 480 円／回	排せつ支援加算	10 ～ 20 円／月
試行的退所時指導加算	400 円／回	自立支援推進加算	300 円／月
退所時情報提供加算	250 ・ 500 円／回	科学的介護推進体制加算	40 ・ 60 円／月
入退所前連携加算	400 ・ 600 円／回	安全対策体制加算	20 円／月
訪問看護指示加算	300 円／回	高齢者施設等感染対策向上加算	5 ・ 10 円／月
協力医療機関連携加算	100 円／月	新興感染症等施設療養費	240 円／日
栄養マネジメント強化加算	11 円／日	生産性向上推進体制加算	10 ・ 100 円／月
経口移行加算(180日以内)	28 円／日	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	51 円／日
経口維持加算	100 ・ 400 円／日	サービス提供体制加算	6 ～ 22 円／日
			介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
			所定単位数×75/1000の1割

※介護保険利用者負担割合が2割の方は×2、3割の方は×3となります。(処遇改善加算は記載のとおり)

介護保険外の利用者負担

居住費(滞在費) (段階については別紙*1参照)

	第1段階	第2段階	第3段階 ① ②	第4段階
多床室	0 円／日	430 円／日	430 円／日	520 円／日
従来型個室	550 円／日	550 円／日	1,370 円／日	1,730 円／日

特別な室料 550 円／日 トイレ・洗面台付の個室（対象個室利用者のみ）

食 費（食材料費及び調理費用含む）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
300円／日	390 円／日	① 650円／日	2,060 円／日
		② 1,360円／日	朝食 620円 昼食 720円 夕食 720円

料 金 表（入所サービス）

R6/12/1

その他の費用

項 目	料 金	内 訳	備 考
日用品費（CSセット）	242 円／日	※ 委託業者との契約になります。 詳しくはパンフレットをご覧ください。	
教養娯楽費	100 円／日	レクリエーション材料費、行事材料費等 （生花、習字、折り紙、塗り絵、写真・計算プリント等）	非課税
洗濯代	実 費	外部委託先の請求書を元に施設より徴収致します。 ・上着、ズボン 181円／枚 ・下着、シャツ 121円／枚 ・タオル、ハンカチ 36円／枚 ・シューズ 121円／足 ・上着（ドライ） 544円／枚 ・カーディガン、ズボン（ドライ） 484円／枚 ・セーター、ブラウス（ドライ） 423円／枚	別紙参照
電 気 代	44 円／日	電化製品持込みの場合、品目ごとに算定。	
携帯電話電気代	220 円／月	携帯電話持込みの場合、1台につき算定。	
理美容代	2,100 円／回	契約理美容業者によるカット。利用時に算定。	
行 事 費	実 費	施設外で行う行事に参加した場合算定。 例）美術館観覧料など	
健康管理費	実 費	インフルエンザ予防接種等を受けた場合。	非課税
各種文書料	1,650円 ～ 11,000円	各種証明書、診断書、生命保険の調査書等	